

様式第1 (第3条関係)

情報開示請求書

年 月 日

実施機関

様

氏 名
 [法人その他の団体
 にあつては、名称
 及び代表者の氏名]
 郵便番号
 住所又は所在地
 電 話

江南丹羽環境管理組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり情報の開示を請求します。

請求しようとする情報の件名又は内容	
請求の目的	
開示方法の区分 [希望する方法を○] で囲んでください。	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付

実施機関記入欄	担当課等		受付印
	情報の件名	(日付： 年 月 日)	
	回答期限	年 月 日 ()	
	回答年月日	年 月 日 ()	

(注) 1 自己情報の開示請求の場合は、運転免許証等本人であることを証明する書類が必要です。

様式第 2 (第 4 条関係)

情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示の請求のありました情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、江南丹羽環境管理組合情報公開条例第 12 条第 1 項の規定により通知します。


情報の件名又は内容			
請求書受理年月日	年 月 日 ()		
開示の方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 写しの送付
開示の日時	日時	年 月 日 ()	午前 時 午後 時
及び場所	場所		
担当課等	電話		

- (注) 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
2 当日都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

様式第3 (第4条関係)

情報部分開示決定通知書		第 年	月	号 日
様				
実施機関				
		印		
<p>年 月 日付けで開示の請求のありました情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、江南丹羽環境管理組合情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。</p>				
情報の件名又は内容				
請求書受理年月日	年 月 日 ()			
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付			
開示の日時	日 時	年 月 日 ()		午前 午後
及び場所	場 所			
開示しないこととした部分				
開示しないこととした理由				
上記の理由がなくなる期日	年 月 日 ()			
<p>この欄は、上記の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入します。</p>	<p>開示を希望する場合は、この日以後に改めて請求してください。</p>			
担当課等	電話			
<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江南丹羽環境管理組合を被告として（提訴において江南丹羽環境管理組合を代表する者は、実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(注) 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。</p> <p>2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。</p>				


様式第 4 (第 4 条関係)

情報不開示決定通知書	
	第 号 年 月 日
様 実施機関	
	
年 月 日付けで開示の請求のありました情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、江南丹羽環境管理組合情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により通知します。	
情報の件名又は内容	_____ _____ _____
請求書受理年月日	年 月 日 ()
開示しないこととした理由	_____ _____ _____
上記の理由がなくなる期日 (この欄は、上記の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入します。)	年 月 日 () 開示を希望する場合は、この日以後に改めて請求してください。
担 当 課 等	電話
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江南丹羽環境管理組合を被告として(提訴において江南丹羽環境管理組合を代表する者は、実施機関となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	

様式第 5 (第 4 条関係)

情報存否応答拒否決定通知書	
	第 号 年 月 日
様 実施機関	
印	
年 月 日付けで開示の請求のありました情報については、次のとおり情報の存在・不存在を回答することなく開示請求を拒否することに決定しましたので、江南丹羽環境管理組合情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により通知します。	
情報の件名又は内容	_____ _____ _____
請求書受理年月日	年 月 日 ()
応答しないこととした理由	_____ _____ _____
担当課等	電話
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江南丹羽環境管理組合を被告として（提訴において江南丹羽環境管理組合を代表する者は、実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。	

様式第 6 (第 4 条関係)

情報不存在決定通知書					
	第 号 年 月 日				
様 実施機関					
					
年 月 日付けで開示の請求のありました情報については、保有していませんので、江南丹羽環境管理組合情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により通知します。					
情報の件名又は内容	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td style="width: 50%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="width: 50%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>				
請求書受理年月日	年 月 日 ()				
保有していない理由	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td style="width: 50%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="width: 50%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>				
担 当 課 等	電話				
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江南丹羽環境管理組合を被告として（提訴において江南丹羽環境管理組合を代表する者は、実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。					

様式第 7 (第 4 条関係)

情報開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示の請求のありました情報については、江南丹羽環境管理組合
情報公開条例第 12 条第 4 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知
します。

情報の件名又は内容	
請求書受理年月日	年 月 日 ()
江南丹羽環境管理組合 情報公開条例第 12 条第 3 項の規定による決定 期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
延長後の決定期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
延長の理由	
担当課等	電話
備考	

様式第 8 (第 4 条関係)

情報開示決定・期日延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示の請求のありました情報については、江南丹羽環境管理組合
情報公開条例第 12 条第 5 項の規定により、次のとおり特例期限を定めましたので通知します。

情報の件名又は内容	
請求書受理年月日	年 月 日 ()
開示決定等をする期限	年 月 日 ()
特例期限の理由	
担当課等	電話
備考	

様式第9 (第4条関係)

第三者情報に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

江南丹羽環境管理組合情報公開条例に基づき開示の請求のありました情報に、次のとおりあなたに関する情報が記録されていますので、その開示についての意見を求めます。

開示についての意見を同封の回答書に記入の上、 年 月 日までに提出して下さるようお願いします。

請求に係る情報の件名 又は内容	
開示請求に記載されて いるあなたに関する情 報	
担 当 課 等	電話

様式第 10 (第 4 条関係)

第三者情報に係る意見回答書

第 号
年 月 日

実施機関

様

氏 名
〔法人その他の団体
にあつては、名称〕
及び代表者の氏名
郵便番号
住所又は所在地
電 話

年 月 日付けで照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

- 1 開示されても支障を生じない。
- 2 開示されると支障を生ずる。

開示により支障を生ずる部分

その理由

連絡先 (担当者)

様式第 11 (第 4 条関係)

第三者情報に係る情報開示通知書	
	第 号 年 月 日
様 実施機関	印
年 月 日付けでご意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている情報の開示請求については、次のとおり決定しましたので、江南丹羽環境管理組合情報公開条例第 13 条第 3 項の規定により通知します。	
請 求 の 件 名	_____ _____
決 定 の 内 容	全部開示・部分開示 理由 _____ _____
開 示 の 期 日	年 月 日
担 当 課 等	電話
1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江南丹羽環境管理組合を被告として（提訴において江南丹羽環境管理組合を代表する者は、実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。	

様式第 12 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

実施機関

様

江南丹羽環境管理組合情報公開審査会
会 長



審査請求の審査結果について (答申)

年 月 日付け 第 号で、諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

情報の件名又は内容	
実施機関がなすべき決定	
そ の 理 由	
そ の 他 意 見	